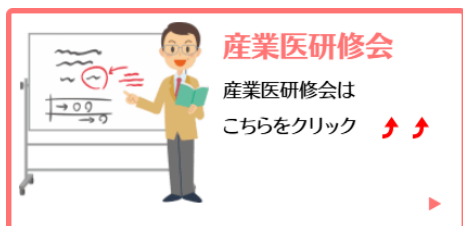


(2) 産業医研修会

①令和8年3月までの研修会について、申込を受付しています。



←お申込みはこちらをクリック

②認定産業医に係る研修会（講習会）検索サイトが、公開されましたのでご活用ください【日本医師会】。
右の画像をクリックしますと、検索サイトが閲覧できます！



③令和7年度（2025年4月）から、認定産業医等の単位取得の各種手続きは、日本医師会の会員、非会員に関わらず、MAMIS（マミス・医師会会員情報システム）のマイページの登録が必要となります。登録は[こちら](#)からお願いします。

※「MAMIS（マミス・医師会会員情報システム）稼働にあたっての留意点」をご確認ください（画像をクリック）。



④MAMISの登録に関してのお問い合わせ先

【医師会会員情報システム運営事務局】

電話番号 0120-110-030

平日 10:00～18:00（土日祝、年末年始を除く平日）

お問い合わせフォーム <https://mamis.med.or.jp/contact/>

2. 当センターの定期相談窓口のご案内

経験豊富な産業保健相談員による相談窓口を開設しています！！

化学物質管理、メンタルヘルス対策など、お困りごとがございましたら、お気軽にご相談ください。電話相談、当センター事務所への来所（要予約）による相談も可能です。

(1) 1、2月の開設日は次のとおりです。

- 産業保健相談員（労働衛生工学）高倉敏行（高倉労働衛生コンサルタント事務所 代表）
1月7日（水） 14：00－17：00
2月6日（金） 14：00－17：00
- 産業保健相談員（労働衛生工学）西村富夫（西村労働安全衛生コンサルタント事務所 所長）
1月16日（金）13：00－16：00
2月19日（木）13：00－16：00
- 産業保健相談員 家永佐智子（産業カウンセラー・保健師）
1月6日（火） 14：00－17：00
1月20日（火）13：00－16：00
2月5日（木） 13：00－16：00
2月17日（火）13：00－16：00

3. 「治療と仕事の両立支援」定期出張相談窓口のご案内

○1月定期出張相談窓口

- * 佐賀大学医学部附属病院 16日（金）11：30－13：30（毎月第3金曜日）
- * 佐賀県医療センター好生館 15日（木）11：00－14：00（毎月第3木曜日）
- * 唐津赤十字病院 14日（水）11：00－13：00（毎月第2水曜日）
- * 嬉野医療センター 8日（木）11：00－13：00（毎月第2木曜日）

○2月定期出張相談窓口

- * 佐賀大学医学部附属病院 20日（金）11：30－13：30（毎月第3金曜日）
- * 佐賀県医療センター好生館 19日（木）11：00－14：00（毎月第3木曜日）
- * 唐津赤十字病院 4日（水）11：00－13：00（毎月第1水曜日）
- * 嬉野医療センター 12日（木）11：00－13：00（毎月第2木曜日）

※唐津赤十字病院においては、毎月第2水曜日に両立支援出張相談窓口を開設しておりますが、令和8年2月の第2水曜日は祝日のため、**2月4日（水）に開設**いたします。

※当センターHPの両立支援コーナーは[こちら](#)

4. 厚生労働省・佐賀労働局等からのお知らせ

【厚生労働省からのお知らせ】

(1) 改正労働安全衛生法説明会（個人事業者等の安全衛生対策について）

[開催案内動画 CM（短編）](#)（YouTube へ移動します）

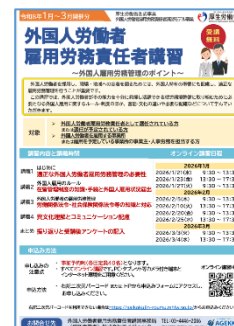
全国 13 都市で説明会を開催します（オンライン併用）。説明会では、行政職員による、個人事業者等に係る改正項目を中心に改正労働安全衛生法についての説明のほか、企業の安全衛生に関する課題や成功事例の共有を行う座談会を開催予定です。参加申込みは [Peatix のページ](#) 又は下の表の各回の申込 URL よりお申込みください。



(2) 外国人雇用責任者講習会（令和 8 年 1 月～3 月開催分）

外国人労働者を採用し、職場・地域への定着を図るためには、外国人特有の事情にも配慮し、適正な雇用労務管理を行うことが重要です。

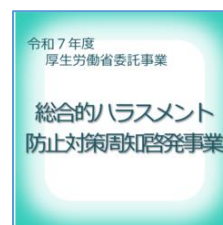
この講習会では、外国人労働者がその能力を十分に発揮し、活躍できる就労環境整備に取り組むために必要となる外国人労働者に関するルール・制度のほか、言語・文化の違いや必要な配慮などについて学んでいただけます。



(3) 【2/4 開催】カスタマーハラスメント対策・就活ハラスメント対策研修について

2025 年 6 月、労働施策総合推進法等の一部改正法が公布され、カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止措置が、事業主に義務付けられることになりました（公布の日から起算して 1 年 6 月以内で政令で定める日に施行予定）。

そこで、企業がこれらのハラスメントの予防・解決のための取組を実効的に進めていくことができるよう、企業の人事労務担当者等向けに、各ハラスメントの基本的な知識から具体的な対策までを解説するオンライン研修を開催します。



(4) 「化学物質管理強調月間」(2月)を実施します

厚生労働省では2月1日から1ヶ月間、「化学物質管理強調月間」を実施します。「化学物質管理強調月間」は、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的としております。厚生労働省 web ページは[こちら](#)

【取組について】

① 化学物質管理強調月間特別イベント(厚生労働本省)

- ・新たな化学物質管理に関する制度の背景や現状、化学物質の自律的管理に関する基礎的情報を共有するセッション(化学物質管理者制度や支援施策紹介等を含む。)
- ・飲食業・宿泊業など、これまで化学物質管理の経験が少ない事業者を対象に、リスクアセスメントや安全管理の進め方を体験的に学ぶ実践的ワークショップ(開催時期)令和8年1~2月(予定)
(開催場所)東京・大阪
(参加募集開始)令和7年12月(予定)

(詳細は厚生労働省ホームページで12月頃公表予定)

- ##### ② 化学物質管理に関する説明会等の開催(都道府県労働局、労働基準監督署)
- 化学物質対策に関する説明会の開催、都道府県の環境部局と連携した説明会の開催等。

(5) 治療と仕事の両立支援シンポジウム(2026年4月1日努力義務化)

改正労働施策総合推進法が2026年4月1日に施行され、事業主が職場における治療と仕事の両立を促進するため必要な措置を講じることが努力義務化されます。本シンポジウムでは、学識経験者の基調講演、企業の取組や支援機関(者)の事例紹介、パネルディスカッションなどを通じて、環境整備の必要性や効果、企業等において取組を推進するうえでのポイント、外部の支援機関の活用等について考えます。治療と仕事の両立支援に取り組まれている企業や団体、自社での取組が困難と悩まれている方など、本テーマにご関心をお持ちの皆様のご視聴をお待ちしております。



(6) 働く女性の健康課題等に関する研修会のお知らせ（視聴無料）

例年好評をいただいている母性健康管理研修会が、女性の健康課題も含めた内容に拡充しました。女性の健康課題や母性健康管理について、専門家の解説や事例検討のほか、企業による事例発表から、女性の健康支援の具体的な対応事例も学べます。詳細はリーフレットをご確認ください。



【佐賀労働局からののお知らせ】

(1) 外国人技能実習生の実習実施者に対する令和6年の監督指導等の状況を公表します

佐賀労働局では、外国人技能実習生（以下「技能実習生」という。）を雇用する事業場（以下「実習実施者」という。）に対する監督指導等により、技能実習生の労働条件・安全衛生の確保に従来から取り組んでおり、昨年の監督指導結果を取りまとめました。報道発表は[こちら](#)

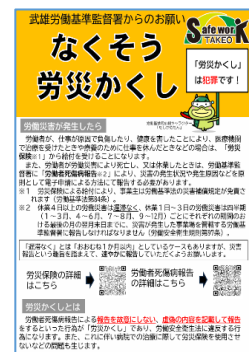
(2) 佐賀県内労働災害発生状況が更新されました

死亡災害の概要、業種別・署別業種別労働災害発生状況などが更新されております。佐賀労働局 web ページは[こちら](#)から

【武雄労働基準監督署からののお知らせ】

(1) なくそう労災かくし

労働者死傷病報告による報告を故意にしない、虚偽の内容を記載して報告をするといった行為が「労災かくし」であり、労働安全衛生法に違反する行為になります。また、これに伴い病院での治療に際して労災保険を使用させないなどの問題も生じます。労働者が労働災害により死亡し、又は休業したときは、労働基準監督署に遅滞なく「労働者死傷病報告」により災害の発生状況や発生原因などを原則として電子申請による方法で報告しましょう。



(2) 職場のリスクアセスメントを進めよう

労働災害防止対策は、自主的に職場の潜在的な危険性や有害性を見つけ出し、事前に適確な安全衛生対策を講ずることが不可欠であり、これに応えるものが職場のリスクアセスメントです。職場でもリスクアセスメントを進めてみましょう。



(3) はしご・脚立の適正利用について

クリスマス、お正月等のイベントに伴い、店舗や事務所の飾りつけを行うため、はしご・脚立を利用する機会が増えると考えられます。はしご・脚立による労働災害を防止するため、業種を問わず、チェックリストを用いて作業開始前に点検を実施するようお願いいたします。



【佐賀産保センターからのお知らせ】

この度、「独立行政法人労働者健康安全機構 佐賀産業保健総合支援センター」と「全国健康保険協会佐賀支部」は、相互に連携協力をを行い、働く方々の健康増進を図るため、健康づくり等の推進に向けた包括的連携協定を締結しました。

◇ 連携・協力することのメリット

協会けんぽ佐賀支部は、中小企業が加入する健康保険の保険者であり、協会けんぽ佐賀支部の加入事業所は10人未満の事業所が78%を占め、全体の96%が50人未満の事業所となっている状況から、佐賀産保センターが支援の対象としている事業所の多くは協会けんぽ佐賀支部の加入事業所と重複しており、相互に連携及び協力して健康づくり等の事業を進めることで、産業保健スタッフが不在または体制が脆弱な小規模事業所において効果的な「メンタルヘルス対策」・「治療と仕事の両立支援」等の推進が図られ、小規模事業所における労働力の確保や生産性の維持・向上など健康経営の推進が期待されます。



[令和7年11月11日付 佐賀新聞より](#)

5. 編集後記

今月も当センターのメルマガをお読みいただき、誠にありがとうございました。

12月に入り、街並みのイルミネーションが一層華やかさを増す季節となりました。4月に着任してから、気がつけばもう年末。月日の流れの早さに驚きつつ、今年一年をゆっくり振り返る季節になりました。年内に片付けたい業務と新年に向けた準備が重なるこの時期は、心身の負荷が高まりやすい時期でもあります。どうか皆さま、繁忙の中でも小休止を忘れず、まずはご自身の健康を大切にお過ごしください。

そして12月と言えば、毎年ひそかに私の心の中で始まるのが“年賀状、今年は書く？書かない？... 問題”。年賀状を書く時間を確保するか、LINE スタンプ一発で済ませるか...悩ましいところです。最近、私の周りでもLINE やメールでの挨拶もすっかり定着し、スタンプ一つで気軽に気持ちを届けられることは、ありがたいと感じる一方で、手書きの文字が持つ温かさに、ふと心が和む瞬間があります。大切なのは、どんな方法でも“相手を思う気持ち”が乗っているかどうか。形式にこだわり過ぎて、「やらねばならない」という思い込みは、意外と心身の負担になりがちです。年賀状を書くことで気持ちが温かくなるなら続けられればよし、負担を感じるなら形を変えてみるのも一案です。新しい年を迎える準備は、まず自分をねぎらうことから。私も自分なりの心地よい形を見つけていきたいものです。

今年も多くの皆さまに当センターをご利用いただきありがとうございました。

当センターとしましては、研修会や相談支援、各種情報提供を通じて、少しでも皆さまのお役に立てていれば幸いです。私自身も4月からの新しい出会いに支えられ、一年を無事に終わられることに感謝の気持ちでいっぱいです。来年も、現場の声に寄り添いながら、より実践的で温かみのある支援を届けられるよう努めてまいります。

皆さま、良いお年をお迎えください。

◇∞∞◇

★佐賀産業保健総合支援センターでは、産業医や事業場の労務管理者等の方が産業保健活動を実践する上での様々な問題に関するご相談・ご質問を窓口（予約面談）・電話・Eメール等で受付・対応しています。産業医学・労働衛生工学等各専門分野の相談員等が対応し、問題解決に向けた助言をさせていただきます。

特に職場の労働衛生環境については実地を拝見しての改善アドバイスも行っております。ご利用は無料ですので、どうぞお気軽にご利用ください。

★メルマガ変更・配信中止のご通知は、「メルマガメールアドレス変更」または「メルマガ配信中止」と件名にご記載の上、sanpo41-8@sagas.johas.go.jp にメールを送信してください。

独立行政法人 労働者健康安全機構 佐賀産業保健総合支援センター
〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル4階
TEL 0952-41-1888 FAX 0952-41-1887
●ホームページ <https://www.sagas.johas.go.jp/>
●Eメール sanpo41-8@sagas.johas.go.jp

◇∞∞◇